

令和7年12月16日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

一般社団法人日本義肢協会

理 事 長 時 吉 重 雄

一般社団法人日本車椅子シーティング協会

代 表 理 事 松 永 圭 司

一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会

会 長 坂 本 郁 夫

一般社団法人日本補聴器工業会

理 事 長 東 條 大 輔

一般社団法人日本補聴器販売店協会

理 事 長 青 戸 義 彦

一般社団法人日本障害者コミュニケーション支援協会

会 長 松 尾 光 晴

公益社団法人日本義肢装具士協会

会 長 東 江 由起夫

(印 省 略)

補装具事業者が原材料価格高騰を価格転嫁できること等の改善要望書

平素は補装具関連団体の事業に対し格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私ども補装具業界は原材料価格や電気・ガス及び運送費の高騰や円安の影響により、製造コストが大きく値上がりしているにもかかわらず、補装具の販売価格は国が決定するという制度によって、製造業であるにもかかわらず、製品の適切な販売価格を製造者が設定することができません。そのため、販売価格である公定価格よりも製造コストの方が高いという逆転現象が生じているものもあり、倒産する事業者も生じています。

また、国家資格である義肢装具士をはじめ、補装具関連事業に従事する労働者の賃金アップもままならず、補装具業界から離職する者が相次いでおり、すでに義肢等では安定供給に支障が出ている状態です。

来年度は診療報酬の改定年度となっており、治療用装具の価格も同様に見直しが検討されるべきところ、治療用装具は障害福祉で支給される補装具の価格により算定されることから、価格の見直しが議論されておりません。医療職の中でも「ものづくり」を生業とする義肢装具士にとって、原材料価格すら反映されない公定価格は到底認められるものではありません。

つきましては、早急に補装具価格を現在の原材料価格に見合った価格に改定していただけますよう、要望いたします。

【要望事項 1】障害保健福祉部

義肢装具士をはじめ補装具関連事業従事者への賃金アップができません！

(介護職員よりも国家資格を有する義肢装具士の処遇の方が悪いことは公的資料からも明らかです)

補装具価格を現在の原材料価格、光熱費、輸送費及び人件費に見合った価格に改定してください。

特に、電動車椅子においては、メーカー出荷段階からすべてのステークホルダーが赤字となっており、早急なる価格改定が必要です。

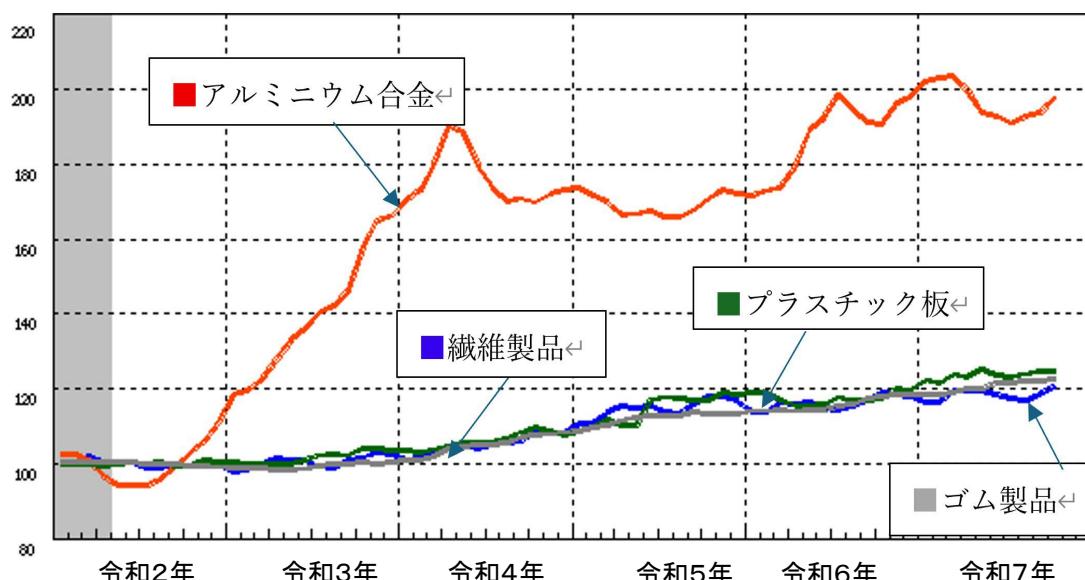
令和2年（2020年）に発生したコロナ禍によるさまざまな物価高騰や円安は、コロナ禍が収束したにおいてもいまだ製造業の経営を圧迫しており、それは、「ものづくり白書」や「中小企業白書」等の政府統計によって明らかとなっており、中小企業だけで成り立つ補装具事業者も同様、あるいは全く価格転嫁できないことからそれ以上に経営を圧迫されている状況です。

令和7年7月に障害保健部自立支援振興室からの依頼を受けて実施した経営状況調査において、

- 義肢装具士の賃金（R7 経験年数3年以上 平均基本給251,600円）は低く、厚労省の統計によれば、他のリハビリテーション専門職だけでなく、介護職員（R6 平均基本給253,810円）の給与よりも低い。今般処遇改善される専門職よりも低賃金で公定価格が定められている。
- 義肢装具製作事業者の営業利益率は4.6%と特定保健医療材料の6.5%より低いこと
- 電動車椅子においては事業者だけでなくメーカーも赤字となっていること

が明らかとなり、我々が調査するまでもなく、公的資料においても価格転嫁できていない事業者の経営状況は悪化しています。

国が方針を打ち出した最低賃金の引き上げ率は全国平均6.3%ですが、これら賃上げの政府方針は、補装具事業者を除外するということでしょうか？事業者数が少なく、中小企業だけの補装具事業者の声は無視してよいということでしょうか？補装具価格が見直されなければ、補装具事業者の賃上げは不可能です。



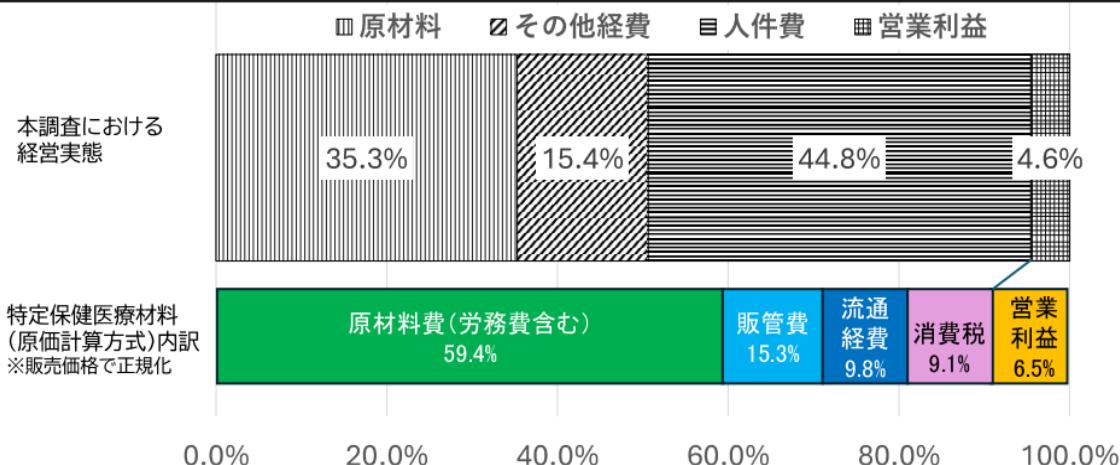
原材料価格はコロナ禍によって急激な上昇を示し、補装具の主原材料であるアルミニウム合金は約200%、その他の原材料で約120%の上昇となっている。（義肢装具の公定価格は約6%の上昇にとどまっている。）

（図は日本銀行「企業物価指数（国内）」をグラフ化したもの）

売上高に占める原材料費等内訳

各事業者の売上高平均に占める原材料、人件費、その他経費、営業利益の割合を示した。人件費及び営業利益で売上高のおよそ5割を占めており、これは、告示価格の設定よりも高い割合となっている。
また、**補装具告示価格における営業利益は特定保健医療材料よりも低率になっている**ことが分かるが、補装具では採型及び適合といった専門性の高いサービスが提供されており、本来は、特定保健医療材料よりも高い営業利益を設定すべきである。(営業利益は、製造業よりもサービス業の方が一般的に高く設定される。)

※以下の図は、90.9の価格に10%の消費税(9.09÷9.1)が乗じられているもの。



©補装具研究所

11

義肢装具士は、義肢装具を製作するだけでなく、使用者(障害者・患者)の採型、使用者への補装具の適合といった医療行為の補助業務を行うことから、このような医療行為の補助業務を行わない特定保健医療材料よりも営業利益が少ないと見直されるべきである。

また、人件費が安いにもかかわらず人件費率が5割に迫る状況は、価格転嫁という手段を選ばない事業者が営業利益を圧縮することによって人件費を捻出していることがうかがえる。

(図は、自立支援振興室の依頼により調査した「経営状況報告書(補装具研究所)」より抜粋したもの)

義肢装具事業者における義肢装具士の最低賃金

義肢装具士の最低賃金(PO数による加重平均)

1405.3±238.4円/時 (最大値:2700円/時、最小値:980円/時)

最低賃金等内訳

事業者種別(割合)	年齢	最低賃金
R5以降新規採用なし(57.2%)	44.5	1480.0
R5以降新規採用あり(42.8%)	39.6	1381.8
R7新規採用あり(22.8%)	39.7	1374.5

義肢装具士は初任給こそ他のコメディカルを上回るが、1年後には下回り、その後は差が大きくなる。
昇給しない、あるいは昇給幅が小さいことがうかがえる。

月の労働時間を170時間とした場合、経験年数3年以上となっても月給換算 251,600円 である。

(参考:厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」)

理学療法士の平均給与(カッコ内は「能力・経験調整指数」)

1,298円(基準額0年)、1,494円(1年)、1,638円(2年)、1,663円(3年)、1,751円(5年)、
1,908円(10年)、2,377円(20年)

義肢装具士の賃金が理学療法士よりも低いことは、明らかである。

(図は、自立支援振興室の依頼により調査した「経営状況報告書(補装具研究所)」より抜粋したもの)

©補装具研究所

7

II 介護従事者等の平均給与額等の状況について

○ 介護従事者等の平均基本給等の状況（月給・常勤の者、職種別）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴを取得（届出）している事業所における介護職員（月給・常勤の者）の平均基本給等について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、11,130円の増となっている。

(統計表第95表)

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年-令和5年)
介護職員	253,810円	242,680円	11,130円
看護職員	290,590円	283,450円	7,140円
生活相談員・支援相談員	277,800円	267,120円	10,680円
理学療法士・作業療法士、言語聴覚士又は機能訓練指導員	286,820円	277,770円	9,050円
介護支援専門員	290,340円	279,500円	10,840円
事務職員	248,410円	239,550円	8,860円
調理員	212,250円	203,790円	8,460円
管理栄養士・栄養士	250,240円	242,590円	7,650円

注1)令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2)基本給等は基本給(月額)+手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)

注3)平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

12

(「令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要(厚生労働省)」より

電動車椅子の原材料費の年次推移、メーカー原価率等

電動車椅子は半導体(レアアース)、リチウムイオンバッテリ等の、価格高騰が顕著な原材料を使用するが、補装具費の基準額が半導体等の価格高騰に追い付いていない。

電動車椅子メーカーの原価率はいずれも90%超となっており、電動車椅子が経営を圧迫している状況がうかがえる。

このように、電動車椅子メーカーが卸価格を可能な限り引き下げているにもかかわらず、電動車椅子販売事業者の粗利率は高く、部品の付け替え等を行う作業工賃やその他経費を考慮すると、販売事業者の経営も圧迫することがうかがえる。

補装具の中でも、電動車椅子は特に、メーカー及び販売事業者ともに赤字構造となっている。

	H30	R3	R6 (対 R3 比)	A 社製	B 社製	C 社製	
メインコントローラ (ドライバー部分のみ)	17,990	18,304	19,517 (106.6%)	メーカー原価率	97.2%	92.2% 109.0%	
操作ボックス	12,059	12,173	13,660 (112.2%)	販売事業者粗利率	27.0%	8.8% 22.4%	
駆動モータ	62,460	62,460	70,200 (112.4%)	電動車椅子は、仕入れてそのまま販売できるわけではなく、採寸、パーツの取付、適合等が必要であり、粗利率が40%を下回ると、経営を圧迫すると考えられる。			
シールドバッテリー	18,063	18,111	24,405 (134.8%)	特に、C社にあっては、 メーカーの製造原価自体が赤字 となっている。			

※過去の補装具費支給基準額改定年度ごとの原材料の価格比較

売れば売るほど赤字になっているのは、事業者だけではなく、メーカーも同様であった。

特に、半導体を使用する電動車椅子にあっては、原価率自体が赤字となっているメーカーもある。

事業者の販売価格ではなく、**メーカーから事業者への卸価格自体が告示価格を上回ることから、メーカー及び事業者が痛み分けをして福祉用具を供給**している状況であるが、近年の原材料価格の急騰を踏まえ、早急な告示価格の見直しが必要と考えられる。

©補装具研究所 14

電動車椅子をはじめいくつかの補装具を公定価格の範囲内で供給することは、もはや不可能である。来年度以降は、告示価格にかかわらず、それら補装具のパーツ、製品について、一斉の値上げをすることも予想される。**告示価格の見直しをしないことで、現場の市町村や更生相談所において、利用者に差額を自己負担させるなどの不適切な取扱いが公然と行われることのないようにしていただきたい。**

(図は、自立支援振興室の依頼により調査した「経営状況報告書(補装具研究所)」より抜粋したもの)

【要望事項2】障害保健福祉部

どの完成用部品を使用するかについて、専門国家資格である義肢装具士の意見を無視し、更生相談所が価格のみによって不適切な部品の使用を義肢装具士に強制することを即刻やめさせていただきたく、**同等機能の完成用部品については同価格とする機能分類を早急に導入**してください。

事業者に所属する義肢装具士の意見を無視し、更生相談所が使用を強制したパーツが破損した場合は、更生相談所の責によりパーツの交換を行う等、**更生相談所等による事業者への無償労務提供の強要が生じないよう**、補装具費支給事務取扱指針の改正を要望します。

その他意見(自主回収の責任の所在について)※別添資料も参照

- 8月に、義足の部品について自主回収が発生しているが、これは更生相談所の責任でもある。特に自主回収が多い東京都については、義肢装具士が利用者の体重や活動度を考慮した上で選定したパーツを、更生相談所のマスターカードにて安価なパーツに強制的に変更し、そのパーツを使用しなければ補装具費を支給しない、としたために発生したものである。
どれだけ義肢装具士が危険である、と主張してもそのパーツを認めなかつた更生相談所の不適切な判断によって破断が発生したものもある。
- パーツの選定は理学療法士や作業療法士の専門外であり、更生相談所は義肢装具士を下に見て、ぞんざいに扱うことを即刻改めていただきたい。また、今回の自主回収について、更生相談所の責任も問うべきである。
自主回収数について、東京都が突出して多いだろうというのは、容易に想像できるので、調査してほしい。また、東京都が強制的にパーツ変更させたケースの回収コスト(人件費等)は東京都が責任を持つべきである。
事業者的人手不足や経営の現状を、明らかに行政が悪化させている。

©補装具研究所

17

その他意見(行政による無償労務提供の強要について)

- 今回の経営状況調査を厚生労働省が業界団体に無償で行わせていることも非常に問題だと考えるが、関東の一部更生相談所は、更生相談所の業務を事業者に行わせ、それを拒否すると補装具を支給しないという、非常に問題のある行為をしている。これは、経営状況調査には表れないが、非常に関東地方の事業者を苦しめている。
(例) 義足ソケットの適合状況を確認しなければ、ライナーの支給は認めないとするもの。ソケットの適合確認は更生相談所の業務であって、事業者にはそのソケット適合のための告示価格がなく、費用請求が認められていない。(資料添付)
- 指針には、更生相談所での判定時に事業者を立ち会わせることが明記されているが、関東の更生相談所の中には事業者を立ち会わせることを認めていないにもかかわらず、更生相談所への来所を求めるところがある。事業者を何だと思っているのか、無償で呼びつけておいて、「今日は何もありません」とはどういうことか。人件費を支払ってほしい。また、事業者を呼びつけるなら予約時間を守ってほしい。従業員の待機時間にもコストが発生するほか、必要のない残業が発生する大きな要因となっている。

©補装具研究所

15

「他社製品との同時使用や、取扱説明書記載の禁忌事項に触れる使用方法」は安全性が担保できず、メーカー保証もできない、と厚労省担当部局や更生相談所にこれまで説明しているにもかかわらず、安価だという理由だけで事業者に強制的に使用させ、事故が生じた場合にはメーカーと事業者に責任を負わせ、金銭的な面も含めて行政サイドは責任回避している。

【要望事項3】保険局

治療用装具のうち既製品装具について、**厚生労働省のリスト化に協力したメーカーだけが価格を据え置かれ損をしています！**

厚生労働省に協力しないメーカーは物価高騰を反映し、自由に設定した仕入価格を基にした価格を販売できるのに対し、厚労省に協力したメーカーは販売価格を安値に抑えられ、利益率が低いことから事業者の購入数も減少するなど、**厚労省に協力したメーカーほど価格転嫁できず、経営が圧迫されています。**そのため、厚労省に協力してリスト収載を進めたメーカーの方が利する仕組み作りを要望するとともに、診療報酬の改定に合わせ、治療用装具のリスト価格も適正価格に見直してください。

加えて治療用装具療養費検討専門委員会には、治療用装具を処方する診療科を代表して、整形外科医、リハビリテーション医を委員に入れることを要望します。**(現在は装具を処方する診療科の医師が委員に入っています。)**

既製品装具の基準価格の算定方法等について

	リスト収載されている既製品装具	リスト収載以外の既製品装具
算出方法	<p>下記の算定式を基にリストにおいて基準価格を明示</p> <p>【A算定式】 オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※）の1.3倍の額（製品価格）を合算した額</p> <p>【B算定式】 仕入価格（※）の2倍の額</p> <p>※厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格</p> <p>A算定式とB算定式を比較して低い額を基準価格 ※ただし、下限額を5,000円</p>	<p>【A算定式】 オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※）の1.3倍の額（製品価格）を合算した額</p> <p>【B算定式】 仕入価格（※）の2倍の額</p> <p>※当該製品の仕入価格（税抜）</p> <p>A算定式とB算定式を比較して低い額を基準価格</p>
品目数	57品目（うち4製品は販売中止）	350品目程度
領収書	リストの金額を確認	A算定式とB算定式の金額を記載
支給の可否	個々の患者の状況に応じて正当な利用目的、必要性の有無及び療養の給付による支給の可否等を鑑みて、保険者において判断	個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断

(注)

- ・オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」
- ・リスト収載されていない製品で、仕入価格（税抜）が1,500円未満の場合は、下限額5,000円の適用なし

【要望事項4】医政局

医師のタスクシフト・タスクシェアは、医療機関に所属しない民間事業者の義肢装具士にはできません！

当該医療機関に所属する義肢装具士のみがタスクシェアできることを明記するようにし、タスクシフト・タスクシェアの名の下、医療機関出入りする民間事業者の義肢装具士が無償での労務提供をさせられ、あるいは民間事業者が超過勤務にかかる負担を強いられ、医療事故の責任を負わされることのないようにしてください。

(現状では、義肢装具士の所属に関する規定がなく、報酬や責任の範囲が判然としない)

11) 義肢装具士

① 義肢装具の採型・身体へ適合のために行う糖尿病患者等の足趾の爪切等

義肢装具の採型及び身体への適合を安全かつ適切に実施する上で必要となる足趾の爪切り、胼胝等の研磨及び切断術後のドレッシング等の断端形成については、義肢装具法第37条第1項の「義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合」に含まれるものと解され、医師の指示の下に義肢装具士が行うことは可能である。

義肢装具士による爪切り、胼胝等の研磨及びドレッシング等の断端形成の実施に当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた義肢装具士が実施することとともに、医師の指示の下、他職種との適切な連携を図るなど義肢装具士が当該行為を安全に実施できるよう留意しなければならない。

※ 手術直後の患部又はギブスで固定されている患部への実施に当たっては医師の具体的な指示の下に行うことが必要である。

② 装具を用いた足部潰瘍の免荷

足部潰瘍のある患者に対する免荷目的の装具の採型・適合については、義肢装具法第37条第1項の「義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合」に含まれるものと解され、医師の指示の下に義肢装具士が行うことは可能である。

義肢装具士による足部潰瘍のある患者に対する免荷目的の装具の採型・適合の実施に当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた義肢装具士が実施することとともに、医師の指示の下、他職種との適切な連携を図るなど義肢装具士が当該行為を安全に実施できるよう留意しなければならない。

③ 切断者への断端管理に関する指導

義肢装具士が、断端管理に関して、患者に対して拘縮予防、断端の浮腫抑制方法等について指導を行うことは可能である。

【要望事項 5】医政局

義肢装具士の成り手が激減しています！

医療専門職である義肢装具士をエッセンシャルワーカーに明確に位置付けるとともに、閉鎖が相次いでいる義肢装具士養成校への支援をお願いします。

義肢装具士養成校は、2013年には全国10校（大学4校、専門学校6校）で、入学定員総数は313名であったところ、2024年4月には全国8校（大学3校、専門学校5校）となり、入学定員総数は当初の313名から223名へと90名が減っている状況です。特に北海道地区に2校あった養成校はいずれも募集を終了しましたので、養成校が存在しない北海道・東北地区においては義肢装具士不足が深刻化する懸念が高まっています。全国的にも義肢装具士の求人数は、求人企業数約160社、求人数は約300名となっており、義肢装具士不足が進んでいます。

残る8校の養成校においても、特に地方部で定員割れが続いています。定員割れによる補助金の打ち切りに加え、近年のカリキュラム改定によるデジタル機器導入費用も負担となっており、閉鎖する養成校が今後も引き続き生じる恐れもあります。

そのため、義肢装具士養成校の財政的支援をお願いします。

義肢装具士の成り手不足は、低賃金であることのほかに、医療専門職としての扱いがなされていないという処遇の低さにあります。義肢装具士は多くが民間事業者に所属しているために、医療機関では「装具屋」と呼ばれることが多く、厚労省をはじめとする行政機関では「業者」と呼ばれ、医療国家資格の有資格者としての敬意が払われているとは思えません。義肢装具推進議連設立総会において、医政局から「義肢装具士はエッセンシャルワーカーである」との発言を得ましたが、発言だけでなく明確に位置付けていただきたいと思います。

